

# あなたと話したい 愛知県司法書士会

身の回りで起こる様々なめ事やトラブル、  
司法書士が解決のお手伝いをします。

## 愛知県司法書士会 調停センター

話し合いによる  
新たな解決方法は  
こちらから!

もちろん  
秘密は厳守です!

愛知県司法書士会  
調停センター



かいけつサポート  
調停紛争解決サービス

法務省認証番号 第118号 / 認証年月日 平成24年8月3日

### 説明事項

※申立手続をされる前に必ずお読みください。

#### 1. 手続実施の依頼をする場合の要件及び方法は?

当センターの調停手続を希望される方は、まず、当センターの手続の概要について説明を受け、手続について理解した上で、調停申立書(当センターで用意しております。)に必要事項を記載して、運転免許証等、本人確認できる書類及び参考資料と共に、本センターに提出します。

#### 2. 手続の実施に際して行う通知の方法は?

調停手続に関する書類の送達は、配達証明郵便若しくは直接手渡しによって行います。書類の送達以外の通知その他の事務連絡については、電話、ファクシミリ、電子メール、その他通知すべき内容に応じて適宜の方法によって行います。

#### 3. 相手方にとって確認を取るの?

申立ての受理の決定をしたときは、速やかに、相手方に対して、書面をもって通知し、調停に応ずるか否かの確認をします。相手方からの回答がない場合は、電話等により確認をします。

#### 4. 秘密は守られるの?

調停手続は非公開です。手続に関与する者が調停手続において知り得た秘密については、次のような限定された場合を除いて他に漏らすことはありませんので、ご安心ください。

- ①法律に基づき所持する文書等の提出又は証言を求められたとき
- ②当事者の同意を得たうえで、当センターの事業に関する研究及び研修の目的で使用するとき

#### 5. 手続において提出された資料等の保管、返還その他の取扱いの方法は?

調停手続実施の経緯や結果等の記録は、調停手続終了後10年間保管します。当事者または関係者から提出された紛争に関する資料は、その資料の写しを作成したうえで、原本を直ちに返還します。なお、資料の写しは、調停手続終了後10年間保存します。

#### 6. 苦情の取扱い

当センター(手続実施者を含む)に対して、苦情の申立てをする場合は、苦情の概要を記載した書面を当センターに提出します。調査後、その結果を書面または口頭でお知らせします。

### お問い合わせ

## 愛知県司法書士会調停センター TEL (052) 683-6683

〒456-0018 名古屋市中区新尾頭一丁目12番3号 愛知県司法書士会館

<http://www.ai-shiho.or.jp/>



## 何をするとところなの？

身の回りで起こる様々なもめ事やトラブルを解決するところ。当事者と利害関係がない、中立公正な司法書士が双方のお話を聴きながら、専門家としての知見を活かして、話し合いによる解決をお手伝いします。

## 取り扱うもめ事は何でも良いの？

次の場合に限られます。詳しくは、当センターにお尋ねください。

- ①相続に関する紛争（相続財産に不動産を含むもの）
- ②不動産賃貸借に関する紛争
- ③その他、訴えの利益140万円以下の民事に関する紛争

## 裁判との違いは？

裁判のように強制力はありませんが、当事者が十分に話し合い、双方が納得のいく解決を目指します。

# 愛知県司法書士会 調停センター ってなあに？

## 時間はどれくらいかかるの？

話し合いは、1回につき2時間程度で、3回（4ヶ月程度）を目途とします。

## 調停はどこでするの？

原則として愛知県司法書士会館で行います。

## 途中で嫌になったら止められるの？

話し合いの途中でも、当事者は自由に手続を止めることができます。

## 手続実施者ってだれなの？

手続実施者は、愛知県司法書士会会員で、特別な研修を受講した司法書士です。センター長が、1人または複数人、選任します。

※取り扱うもめ事の内容により、弁護士が手続実施者に加わります。

## 費用はどれくらいかかるの？

- ①申立事務手数料：金2千円＋（相手方の数×金1千円）を、申立人が負担します。
- ②手続実施者報酬：当事者一人につき金1万円を、各自が負担します。（調停期日3回分）
- ③合意成立手数料：中面の計算式によって得た額を、等分または話し合いで決めた割合で、各自が負担します。



# 調停の進行について

申立人利用者への手続説明

受付(申立書受付)

申立手数料:2,000円+(相手方×1,000円)

受理不受理の決定

相手方に通知

受理できない場合

- 1.当センターの取り扱う紛争の範囲外のものであるとき
- 2.申立費用が入金されないとき

相手方からの回答

相手方への手続説明

応 諾

手続実施者の決定、期日の通知

利用契約の締結

手続実施者報酬:当事者一人につき金1万円(調停期日3回分)

調停開始

当事者、手続実施者の出席による話し合い。  
3回(4ヶ月程度)を目処とします。

和解成立 合意成立手数料の支払い

不応諾・無回答

- 1.取下、離脱等
- 2.和解の見込みがない場合

終了

合意成立手数料とは…

合意成立の価額×率+加算額  
で算出された額になります。

## ●合意成立手数料算出表

合意成立の価額	率	加算額	合意成立の価額	率	加算額
60万円超140万円以下	4.0%	6,000円	1000万円超1億円以下	1.0%	150,000円
140万円超300万円以下	3.0%	20,000円	1億円超	0.5%	650,000円
300万円超1000万円以下	2.0%	50,000円			

※合意成立の価額が60万円以下の場合、金3万円とします。  
※1000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。